

事 務 連 絡  
平成 20 年 12 月 26 日

各保険医療機関 様

高知県国民健康保険団体連合会

### 診療報酬明細書等の記載等について

平素は、本会の審査支払業務につきまして格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、診療報酬の請求にあたりましては、記載方法等、下記の内容に御留意の上、取扱いくださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 月の途中で 75 歳を迎え後期高齢者医療制度に移行した被保険者の自己負担限度額の取扱いについて

高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の改正に伴い、平成 21 年 1 月からの診療報酬の請求に関する取扱いにつきましては次のとおりとなります。

##### (1) 改正の概要について

月の初日以外の日により 75 歳の誕生日となり後期高齢者医療制度に移行する場合、75 歳に到達した月において、移行前後の医療保険制度における自己負担限度額がそれぞれ本来額の 2 分の 1 となり、平成 21 年 1 月 1 日から施行されます。

また、月の初日以外の日により 75 歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより被用者保険の被保険者でなくなった者の被扶養者であった者又は月の初日以外の日により 75 歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより国民健康保険組合の組合員でなくなった者の世帯に属する組合員以外の被保険者であった者（いずれも市町村国保に加入することになる。）であって、当該後期高齢者医療の被保険者が 75 歳に到達した月に療養を受けた者（以下「自己負担限度額特例対象被扶養者等」という。）の場合についても、同様の取扱いとなります。

##### (2) 明細書の記載について

##### ア 被保険者本人が 75 歳に到達した場合

被保険者本人が月の初日以外の日により 75 歳に到達したことに伴い後期高齢者医療制度に移行する場合には、記載の変更はありません。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号に該当する者（65 歳から 75 歳未満の者であって、後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者）が 75 歳に到達した月に療養を受けた場合（自己負担限度額が 2 分の 1 とならない場合）であって、「療養の給付」欄の「負担金額」若しくは「一部負担金額」の項に金額を記載

する場合又は「特記事項」欄に「長」と記載する場合には、「摘要」欄に障害と記載してください。

- イ 自己負担限度額特例対象被扶養者等の場合  
「特記事項」欄に「高半」と記載してください。

コード	略号	内 容
21	高半	月の初日以外の日により75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより被用者保険の被保険者でなくなった者の被扶養者であった者又は月の初日以外の日により75歳に到達し後期高齢者医療の被保険者となったことにより国民健康保険組合の組合員でなくなった者の世帯に属する組合員以外の被保険者であった者（いずれも市町村国保に加入することになる。）であって、当該後期高齢者医療の被保険者が75歳に到達した月に療養を受けた者（以下「自己負担限度額特例対象被扶養者等」という。）の場合

2 診療報酬請求書の一部負担金額記載について

平成20年4月の診療報酬請求書の様式変更に伴い、70歳未満の被保険者の明細書に負担金額（一部負担金額）が記載されている場合についても、高齢受給者分と同様に、診療報酬請求書の「一部負担金」欄に集計することとなっております。記載にあたっては、別紙の要領により記載してください。

3 明細書の記載内容を訂正した場合のOCRエリアの抹消方法について

平成20年1月提出分より、OCRエリアの数字をすべて「一」線（横線）で、抹消してください。

（例）

~~123456789012345678901234567890123456~~

~~12345678901234567890123456789012345678901234567890123456789~~

4 レセプト電算処理システムによる請求医療機関における添付書類の提出方法について（お願い）

（1）紙で提出されている添付書類（症状詳記、リハビリテーションの継続の理由、廃用症候群に係る評価票等）は、可能な限りレセプトデータ内に入力をお願いします。

（2）紙で提出される場合は、次の点に御留意願います。

ア 用紙の大きさはA4としてください。

イ 次の情報を記載してください。

請求月分、医療機関コード、医療機関名称、診療科、保険種別、入外区分、保険者番号、記号番号、氏名、生年月日、請求点数

※ 当該情報は、各書類の上部へ直接記載していただくよう御協力願います。

※ レセプトの一部を切り貼りしたものや、レセプトの本紙と同様のものは添付しないでください。

ウ 編綴は、被保険者単位でホチキス留めをしてください。

- 5 オンライン請求システムの確認試験における運用期間の暫定変更について  
試験件数の増が予想されるため、平成21年1月処理から4月処理まで次のとおり、暫定的に確認試験可能期間を拡大することとなりました。

	変更後	変更前
確認試験可能期間	5～12日及び15～25日 9～21時	15～25日 9～21時

以上

